

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画（第3期）

- ・職員一人ひとりが、家庭と仕事の両立ができるように法人として支援をし、個人の質を高めていけるように次の行動計画を策定する。
- ・次世代を担う若者達に仕事を通して夢や希望を実現させる楽しみを伝えることで、福祉で働くことの喜び、誇り、自信、希望を持ち、社会に貢献できる意欲を向上できるように次の行動計画を策定する。

1. 計画期間

2020年4月1日～2022年3月31日（2年間）

2. 行動計画内容

（1） 仕事と家庭の両立等を支援するための雇用環境の整備

目標1：子育てを行う労働者が就業を継続し活躍できるようにするために、労使の意見交換を行い、労働者の意見を取り入れた施策を1項目以上規定化する。

対策：各階層、各職種からの労働者代表と使用者側との意見交換会を実施する。
働きやすい職場づくりやキャリア形成をはじめとした内容について、労働者の意見を取り入れた取り組み実施に向けて協議する

目的：①②

（2） 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

目標2：第2期計画より実施している「仕事休もつ化計画（3連休以上の休暇取得制度）」の参加率を上昇させ、2021年度には95%達成する

対策：計画および目標数値を職場ラインを通じて周知するとともに、取得しやすい職場づくりを行う。

目的：①②

（3） その他の次世代育成支援対策

目的3：福祉サービスへの就業機会の提供、支援を行う。

対策：インターンシップを通じた若年者の安定就労・自立した生活推進。

目的：③④

【目的】

- ① 組織にワークライフバランスという価値観を醸成する機会とする。
- ② 職員が広く社会と接点を持つことで、生活者視点や社会の価値観の変化を体感し、個々の質の向上がサービスの質の向上となる契機とする。
- ③ 福祉サービスの仕事を次世代に伝えることで、職員一人ひとりが「働きがい」の原点を確認し、自分の仕事に対し自信と誇りを持つ。
- ④ 次世代を担う若者達の就業意識や仕事観を養う機会を社会に提供する。